

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
2022年7月25日	中島汽船株式会社	愛媛県松山市	行政指導	<p>令和4年5月頃、車両甲板でのキッチンカー使用の可否についての照会があったことを端緒に、立入禁止区域である車両区域内に旅客を立ち入らせ貸切り運航により航行していたことが平成26年8月以降、少なくとも5回、当該社からの申告により判明した。</p> <p>同年6月3日、四国運輸局愛媛運輸支局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施したところ、安全管理規程に基づく違反事実が確認されたことから、同年7月25日、運航管理者及び船長に対し、安全管理規程第36条の規定に基づき、車両区域へ立ち入らせないよう再発防止策を講じること、社内全体への周知徹底、再発防止に関する継続的な確認及び、安全統括管理者に対し、安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則を社内へ再徹底するため、安全教育を実施、記録するよう指導した。</p>	<p>1. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第36条（車両区域の立入制限）の規定に基づき、旅客を運航中の車両区域に立ち入らせないよう再発防止策を講じるとともに、社内全体に周知徹底を図り、再発防止に関する取組が確実に浸透しているかを継続的に確認すること。</p> <p>2. 安全統括管理者は、安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則を社内へ再徹底するため、安全教育を実施し、また、実施した内容を記録すること。</p>	改善措置報告 2022年8月24日